

箱根湯の花ゴルフ場・うぐいす倶楽部・プレミアム3クラブ 会則

第1章〔総則〕

- 第1条 本会は箱根湯の花ゴルフ場・うぐいす倶楽部・プレミアム3クラブ（以下本会という）と称する。
- 第2条 本会はゴルフ場を通じて、会員相互の親睦、品位高揚、技術向上、エチケットマナーの修得を図る事を目的とする。
- 第3条 本会の事務局は、箱根湯の花ゴルフ場に設置する。

第2章〔会員〕

- 第4条 本会は箱根湯の花ゴルフ場を利用するアマチュアゴルファーによって構成し、会員は一般個人のみとする。
- 第5条 本会に入会を希望する者は、本会の定める入会手続きに従って申し込みを行い第6条に定める年会費を納入して資格を得るものとする。
- 第6条 本会に入会する場合は、会費を納入するものとする。
年会費（消費税込）

うぐいす 倶楽部	継続会員 ¥13,500	プレミアム3 クラブ	継続会員 ¥33,000
	新規会員 ¥18,500		新規会員 ¥46,200

ただし、一旦納入された会費は、理由のいかんを問わず一切返却しないものとする。

- 第7条 本会は入会者に対して会員証を発行する。
- 第8条 会員証は他人に貸与もしくは譲渡することはできない。
- 第9条 会員は下記のいずれかに該当した場合は資格を失う。
- (1) 会員が脱会の意思表示をした場合
 - (2) 本会の名誉棄損または秩序をみだした場合
 - (3) 本会の特典を不正に使用した場合
 - (4) 会員証の有効期限が切れた場合
 - (5) 当ゴルフ場の利用約款・規則に従っていただけない場合
 - (6) 反社会的な団体等への所属もしくは関係が明らかになったとき、または反社会的な団体の関係者等を紹介もしくは同伴した場合

第3章〔特典〕

- 第10条 会員は次の特典を受けることができる。
- (1) プレーフィアの特別料金
 - (2) 本会主催のコンペへの特別料金

第4章〔コンペ〕

- 第11条 1. 本会がコンペを開催する場合、競技規則、参加費等はその都度定めるものとする。
2. 各コンペの最少催行人数は8名とし、人員に満たない場合は通常プレーとする。

第5章〔運営〕

- 第12条 本会は第3章の特典の有効期限を 2025年4月1日より 2026年3月31日までとする。
- ※冬期クローズ期間はカレンダー参照
- 第13条 本規則に定めなき事項については本会事務局が決定する。
- 第14条 本規則は 2025年4月1日より実施する。

●当ゴルフ場では、メタルスパイクシューズ（セラミックを含む）でのプレーを禁止させていただきます。

※ホテルの大浴場は、別途温泉代がかかります。